

笛吹市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組み方針～

平成26年10月

笛吹市通学路安全推進協議会

1. プログラム策定の背景と目的

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、小学校等の通学路の危険な箇所について、緊急合同点検¹を実施し、必要な対策を講じるように国から通知がありました。これを受け、本市でも、同年 8 月～10 月に緊急合同点検を実施し、横断歩道や防護柵、路面表示等の設置、通学路の見直しや立哨指導の強化など、様々な安全対策を行うとともに、平成 25 年度にも同様の合同点検を実施しました。

こうした取組みを継続し、通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組みをさらに推進するため、関係機関による推進体制の構築や合同点検に関する基本的方針をまとめた「**笛吹市通学路交通安全プログラム**」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が緊密に連携し、児童生徒の登下校時における交通安全の確保に取り組みます。



2. 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下の構成員による「**笛吹市通学路安全推進協議会**」（以下、「協議会」という。）を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

【国】・国土交通省甲府河川国道事務所交通対策課

【県】・笛吹警察署交通課 ・県土整備部峡東建設事務所道路課

【市】・校長会代表者 ・PTA 連合会代表者 ・市民環境部市民活動支援課

・産業観光部農林土木課 ・建設部土木課

・教育委員会事務局

3. 取組方針

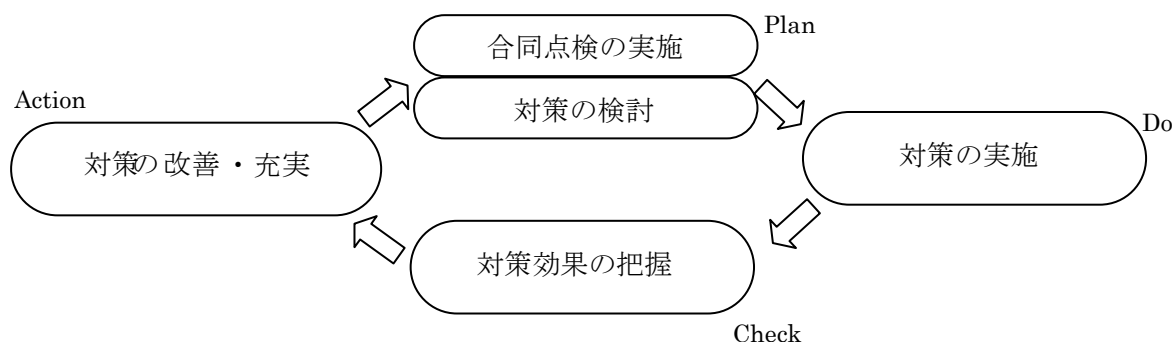
- ・登下校中における児童生徒の安全を確保するため、通学路の合同点検を継続して実施します。
- ・安全対策の実施にあたっては、安全性の確保が求められる危険箇所を基本として、通学に利用する児童生徒数等を勘案しながら、優先順位などを検討します。

¹ 緊急合同点検 学校における通学路の安全点検の結果を踏まえ、市教育委員会や学校、保護者、地域、警察や道路管理者等が合同で対策が必要な危険箇所を点検し、対策案などを検討する取組み。特に国からの通知を受け、平成 24 年度に行った合同点検を緊急合同点検という。

- ・対策実施後には効果把握を行うなど、対策の改善に取り組みます。

これらの取組みをPDCAサイクル²として繰り返し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



4. 定期的な合同点検等

(1) 合同点検の実施

①各学校での安全点検

学校は、保護者や地域の協力を得ながら、毎年定期的に安全点検を行い、対策が必要となる危険箇所があった場合、市教育委員会に報告書を提出します。

②合同点検実施箇所の選定

学校から教育委員会に報告があった危険個所のうち、合同点検が必要な箇所を協議会において決定します。

※教育委員会は、危険箇所の状況等を学校に確認しながら、必要に応じて事前の現地確認などを行います。

※横断歩道や路面表示の設置等対策が限定される場合には、教育委員会と関係機関により、合同点検を行う場合もあります。

※横断旗や注意喚起看板の設置、歩道の補修等を対策とする危険箇所については、直接、教育委員会から関係機関等に対応を依頼します。

③合同点検の実施内容

・実施回数及び時期

合同点検は毎年1回実施し、時期は9～10月頃に行います。

・点検の体制

教育委員会・学校、道路管理者、警察を基本とし、可能な限り保護者や地域の参加協力を得る中で行います。

² PDCAサイクル 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの。

④対策の検討

合同点検の結果を踏まえ、危険箇所ごとに、対策の具体的な実施内容を検討します。

ハード対策	ソフト対策
<ul style="list-style-type: none">・道路、歩道の整備・改良・防護柵の設置（ガードレール、縁石、ポール等）・路面表示等の設置（外側線、グリーンベルト等）・標識、看板の設置・カーブミラーの設置・横断歩道の設置・信号機の設置・水路、側溝の有蓋化・改良・街灯、防犯灯の設置・その他	<ul style="list-style-type: none">・通学路の見直し・児童生徒への安全教育・交通取締り、交通安全啓発・保護者、地域、学校職員等による街頭指導・下草刈り、植栽の剪定・所有者、管理者への改善依頼・防犯パトロール・その他

⑤対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関等で連携を図ります。
- ・教育委員会は、対策の進捗状況について、関係機関等に報告を依頼します。
- ・個別の対策について、関係機関等で「対策が困難」と判断された場合、他の対策を検討します。

⑥対策効果の把握

合同点検の結果に基づく対策実施後の危険箇所について、実際に期待した効果が上がっているか、または児童生徒が安全になったと感じているか等を確認するため、教職員への聞き取りや児童生徒または保護者へのアンケートなどを行い、対策効果の把握を実施します。

また、対策に応じて、次に示すような検証方法についても適宜取り入れ、効果の検証に努めます。

※対策に応じた効果の検証方法の例

- ・車両と歩行者の距離
- ・交通指導の実施状況 など

⑦対策の改善・充実

- ・対策実施後も、効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページ等で公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図